

衆議院 文部科学委員会 議 録 第 十 六 号

平成二十年六月十日(火曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 佐藤 茂樹君

理事 伊藤信太郎君

理事 塩谷 立君

理事 渡辺 具能君

理事 牧 義夫君

理事 阿部 俊子君

理事 小川 友一君

理事 加藤 紘一君

理事 佐藤 鍊君

理事 中森ふくよ君

理事 原田 令嗣君

理事 福田 峰之君

理事 二田 孝治君

理事 馬渡 龍治君

理事 山本ともひろ君

理事 田島 一成君

理事 土肥 隆一君

理事 松本 大輔君

理事 笠 浩史君

理事 西 博義君

理事 日森 文尋君

小淵 優子君

鈴木 淳司君

小宮山洋子君

富田 茂之君

井脇ノブ子君

岡下 信子君

近藤 基彦君

鈴木 恒夫君

長崎幸太郎君

平口 洋君

藤田 幹雄君

保坂 武君

松野 博一君

若宮 健嗣君

高井 美穂君

藤村 修君

山口 壯君

和田 隆志君

石井 郁子君

関口 昌一君

渡海紀三朗君

原田 令嗣君

保坂 武君

佐久間和夫君

委員の異動

六月十日

辞任

飯島 夕雁君

補欠選任

若宮 健嗣君

同日

江崎 鐵磨君

長崎幸太郎君

若宮 健嗣君

飯島 夕雁君

六月九日

高等学校歴史教科書検定における沖繩戦集団自決の記述において修正指示を撤回し、申請時の文章に戻すことに関する請願(赤嶺政賢君紹介(第四三〇二号))

日本学生支援機構奨学金の高利子化及び教育ローン化に反対し、無償教育に向けた公的奨学金の拡充を求めることに関する請願(石井郁子君紹介(第四三〇三号))

同日(日森文尋君紹介(第四三〇四号))

著作権保護期間の延長反対に関する請願(近藤昭一君紹介(第四三〇五号))

同日(平岡秀夫君紹介(第四三〇六号))

和装の日・十一月十五日制定に関する請願(野田聖子君紹介(第四四二七号))

同日

一学級の定数を三十人にする事に関する請願(石井郁子君紹介(第四五二二号))

教育格差をなくし、子供に行き届いた教育に関する請願(津村啓介君紹介(第四五一四号))

国による三十人学級実現、私学助成大幅増額に関する請願(太田誠一君紹介(第四五一五号))

同日(原田義昭君紹介(第四七九一号))

教育格差をなくし、子どもに行き届いた教育を求める事に関する請願(石井郁子君紹介(第四五一六号))

行き届いた教育を進めるための私学助成の大幅増額に関する請願(前原誠司君紹介(第四五一七号))

同日

長崎幸太郎君

若宮 健嗣君

飯島 夕雁君

同日

日本学生支援機構奨学金の高利子化及び教育ローン化に反対し、無償教育に向けた公的奨学金の拡充を求めることに関する請願(松本大輔君紹介(第四五一八号))

行き届いた教育を求める事に関する請願(石川知裕君紹介(第四六四七号))

私学助成の大幅増額、教育費の保護者負担軽減、教育条件の改善に関する請願(今村雅弘君紹介(第四六四八号))

教育格差をなくし行き届いた教育に関する請願(前原誠司君紹介(第四六四九号))

国庫補助の堅持・拡大、父母負担の軽減、教育条件の改善、私学助成制度の大幅な拡充に関する請願(永岡桂子君紹介(第四七八八号))

すべての子供に行き届いた教育を求める事に関する請願(中谷元君紹介(第四七八九号))

同日(西本勝子君紹介(第四七九〇号))

教育予算の充実を求める事に関する請願(赤嶺政賢君紹介(第四七九二号))

同日(石井郁子君紹介(第四七九三号))

同日(笠井亮君紹介(第四七九四号))

同日(穀田恵二君紹介(第四七九五号))

すべての子供に行き届いた教育を進め心の通う学校をつくる事に関する請願(津村啓介君紹介(第四七九六号))

私立幼稚園教育の充実・発展に関する請願(楠田大蔵君紹介(第四七九七号))

すべての障害児に行き届いた教育の保障を求める事に関する請願(小宮山洋子君紹介(第四七九八号))

著作権保護期間の延長反対に関する請願(川内博史君紹介(第四七九九号))

同日(原口一博君紹介(第四八〇〇号))

は本委員会に付託された。

六月十日

義務教育費国庫負担制度堅持と負担率二分の一復元、教育予算の確保と拡充に関する陳情書(北海道茅部郡森町宇島崎一九五斉藤明弘(第一三八号))

同日

教育予算の拡充を求める意見書(大阪府吹田市議会(第四二四六号))

二〇〇九年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元等教育予算の確保・拡充を求める意見書(北海道長沼町議会(第四二四七号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案(参議院提出、参法第二六号)

○佐藤委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院文部科学委員長関口昌一君。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案

[本号末尾に掲載]

○関口参議院議員 おはようございます。

ただいま議題となりました障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案につきまして、その提案の趣旨及び

主な内容を御説明申し上げます。

憲法には、すべて国民は、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有すると規定されており、また、教育基本法には、国と地方公共団体に対し、障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上の必要な支援が義務づけられております。

しかし、現実には、障害者は障害のない人に比べて大きな負担を強いられながら教育を受けている場合も見受けられます。例えば、本法律案提出のきっかけとなった小中学校の通常学級及び高等学校に在学する弱視の児童生徒については、その多くが、ルーペ等を使用しながら学校教育を受けているため、教科書の読解や授業の進度に苦労するなど、大きなハンディキャップを背負って勉強しております。この問題を解決するためには、教科書の文字、図形等を拡大した拡大教科書が必要となることから、小中学校の通常学級で学ぶ弱視の児童生徒に対しては、平成十六年度から予算措置により拡大教科書の無償給与が始まりましたが、その作成のほとんどを各地のボランティア団体等に依存しているため、限られた教科と部数しか供給されておられません。

また、近年、教科書等について、視覚障害に限らず、例えば発達障害のある児童生徒など、さまざまな障害等を有する児童生徒にとって可能な限り使いやすいものとするように配慮していくことが求められております。

こうした現状にかんがみ、本法律案は、幅広く障害等のある児童生徒に配慮した教科書等の普及促進等を指そうとするものであります。

以下、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童生徒のための拡大教科書や点字教科書等を教科用特定図書等と位置づけ、その発行の促進、使用の支援等により、その普及の促進を図り、児童生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず、十分な教育が受けられる

学校教育の推進に資することを目的としております。

第二に、国は、教科用特定図書等の普及の促進等に関して必要な措置を講じなければならないこととするともに、教科書発行者は、その発行する検定教科用図書等について適切な配慮をするよう努めることとしております。

第三に、教科書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、検定教科用図書等の電子データを文部科学大臣等に提供しなければならないこととし、提供された電子データは、教科用特定図書等を発行する者に対して提供することができることとしております。

第四に、文部科学大臣は、教科用特定図書等について、標準的な規格を定め、公表するとともに、教科書発行者は、文部科学大臣が指定した種類の検定教科用図書等について、この規格に適合した標準教科用特定図書等の発行に努めなければならないこととしております。

第五に、国は、教科書発行者による電子データの提供方法及び教科用特定図書等の作成への活用並びに標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他必要な援助を行うこととするともに、発達障害等のため検定教科用図書等において通常使用される文字や図形等の認識が困難な児童生徒が使用する教科用特定図書等の整備充実のための調査研究等の推進をすることとしております。

第六に、小中学校の通常学級及び高等学校においては、在学する視覚障害その他の障害のある児童生徒が、検定教科用図書等にかえて教科用特定図書等を使用することができるよう必要な配慮をすることともに、国及び地方公共団体は、教科用特定図書等の発行に関する情報の収集、提供その他必要な措置を講ずることとしております。

第七に、国は、視覚障害その他の障害のある児童生徒が検定教科用図書等にかえて使用する教科用特定図書等を小中学校の設置者に無償供給し、設置者は、各学校の校長を通じてこれらの児童生徒に給与することとしております。

第八に、標準教科用特定図書等の円滑な発行を確保するため、その必要数の教育委員会から国への報告及び国から発行者への通知の制度を設けることとしております。

最後に、国は、高等学校において障害のある生徒が使用する教科用拡大図書等の普及のあり方及び特別支援学校に就学する児童生徒について行う援助のあり方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとするともに、教科書発行者による電子データの提供等について、所要の著作権法の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用することとしております。

以上が、この法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○佐藤委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○佐藤委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○佐藤委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、塩谷立君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議

を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。和田隆志君。

○和田委員 和田隆志でございます。私は、提出者を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案に対する附帯決議案

政府及び関係者は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 拡大教科書等の供給、普及の促進という国の責務を果たすためには、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要であることにかんがみ、その発行が一層促進されるよう、必要な措置を講ずること。

二 教科書発行者からの教科書のデジタルデータの提供については、その提供が円滑に行われるとともに、提供されたデジタルデータが適切に管理・活用されるよう、必要な支援措置を講ずること。

その際、拡大教科書等を作成するボランティアにとって使い勝手のよいデジタルデータが提供されるよう、政府として適切な支援措置を講ずること。

三 障害のある児童生徒が十分な教育を受けることができるよう学校教育の推進のため、教科書をはじめ、教材、教具の研究と開発に努めること。

四 将来の教科書や教材のデジタル化に備え、すべての児童生徒が障害の有無や程度にかかわらず、快適に利用できる電子教科書や電子教材が開発されることとなるよう、継続的に調査研究を推進すること。

五 無償給与の実施に当たっては、障害のある

児童及び生徒に対して、必要となる検定教科書及び教科用特定図書等が確実に給与されるよう、適切な措置を講ずること。

六 高等学校において障害のある生徒が使用する拡大教科書等の普及の在り方の検討に当たっては、拡大教科書等購入費の自己負担の軽減など必要な具体的支援について検討し、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。

七 特別支援学校における就学援助の在り方の検討に当たっては、幼稚部及び高等部専攻科の支援策を含めて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

八 特別支援学校高等部専攻科において、いわゆる音声教科書購入費の自己負担の軽減が図られるよう、すみやかに必要な措置を講ずること。

以上でございます。
何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。
○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○佐藤委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。渡海文部科学大臣。
○渡海国務大臣 ただいまの決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○佐藤委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前九時四十二分散会

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案

目次
第一章 総則(第一条―第四条)
第二章 教科用特定図書等の発行の促進等(第五条―第八条)
第三章 小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用の支援(第九条―第十五条)
第四章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保(第十六条―第十八条)

第一章 総則

第一条 (目的)
この法律は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進を図り、もって障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とする。

第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書(以下「教科用拡大図書」という。)、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するたため作成した教材であつて検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。

3 この法律において「発行」とは、図書その他の教材を製造供給することをいう。
4 この法律において「教科用図書発行者」とは、検定教科用図書等の発行を担当する者であつて、教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第八条の発行の指示を承諾したものをいう。
5 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

6 国は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、教科用特定図書等の供給の促進並びに児童及び生徒への給与その他教科用特定図書等の普及の促進等のために必要な措置を講じなければならない。
(教科用図書発行者の責務)
第四条 教科用図書発行者は、児童及び生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう、その発行をする検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めるものとする。
第二章 教科用特定図書等の発行の促進等
(教科用図書発行者による電磁的記録の提供等)
第五条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする

者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者(次項において「文部科学大臣等」という。)に提供しなければならない。

2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。

3 国は、教科用図書発行者による検定教科用図書等に係る電磁的記録の提供の方法及び当該電磁的記録の教科用特定図書等の作成への活用に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。
(教科用特定図書等の標準的な規格の策定等)
第六条 文部科学大臣は、教科用拡大図書その他教科用特定図書等のうち必要と認められるものについて標準的な規格を定め、これを公表しなければならない。

2 教科用図書発行者は、指定種目(検定教科用図書等の教科ごとに分類された単位のうち文部科学大臣が指定するものをいう。次項において同じ。)の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等(前項の規格に適合する教科用特定図書等をいう。以下同じ。)の発行に努めなければならない。

3 国は、教科用図書発行者による指定種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に関して、助言その他の必要な援助を行うものとする。
(発達障害等のある児童及び生徒が使用する教科用特定図書等に関する調査研究等の推進)
第七条 国は、発達障害その他の障害のある児童及び生徒であつて検定教科用図書等において一般的に使用される文字、図形等を認識することが困難なものが使用する教科用特定図書等の整備及び充実を図るため、必要な調査研究等を推進するものとする。

障害その他の特性に適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及

第八条 国は、障害その他の特性の有無にかかわらずできる限り多くの児童及び生徒が検定教科用図書等を使用して学習することができるよう適切な配慮がなされた検定教科用図書等の普及のために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 小中学校及び高等学校における教科用特定図書等の使用

第九條 小中学校(小学校及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。))をいい、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級(以下単に「特別支援学級」という。)を除く。以下同じ。及び高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。特別支援学級を除く。以下同じ。))においては、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が、その障害の状態に応じ、採択された検定教科用図書等に代えて、当該検定教科用図書等に係る教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の規定による配慮がなされるよう、発行が予定される教科用特定図書等に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付)

第十条 国は、毎年度、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童及び生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を購入し、小中学校の設置者に無償で給付するものとする。

(契約の締結)

第十一条 文部科学大臣は、教科用特定図書等の発行をする者と、前条の規定により購入すべき教科用特定図書等を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用特定図書等の給付)

第十二条 小中学校の設置者は、第十条の規定に

より国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第十三条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行うものとする。

(給付の完了の確認の時期の特例)

第十四条 第十一条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「十日以内の日」とあるのは、「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

(政令への委任)

第十五条 第十条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保

(標準教科用特定図書等の需要数の報告)

第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

一 小中学校について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているものうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある

児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの

二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小中学校及び中学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2 都道府県の教育委員会は、前項各号に掲げる標準教科用特定図書等の都道府県内の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

(標準教科用特定図書等の発行の通知等)

第十七条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、必要に応じ、前項の通知を受けた者に対し報告を求めることができる。

(事務の区分)

第十八条 第十六条第二項の規定により都道府県

が処理することとされている事務及び同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

(検討)

第二条 国は、高等学校において障害のある生徒が使用する教科用拡大図書等の普及の在り方並びに特別支援学校に就学する児童及び生徒について行つた援助の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第 号)

第十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務及び同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

して」を削り、「図書」を「図書その他の複製物(点字により複製するものを除き)」に、「教科用拡大図書」を「教科用拡大図書等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律第 号)第五条第一項又は第二項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録(同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう。)の提供を行う者

より国から無償で給付された教科用特定図書等を、それぞれ当該学校の校長を通じて、当該学校に在学する視覚障害その他の障害のある児童又は生徒に給与するものとする。

2 学年の中途において転学した視覚障害その他の障害のある児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用特定図書等は、前項の規定にかかわらず、文部科学省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第十三条 都道府県の教育委員会は、政令で定めるところにより、教科用特定図書等の無償給付及び給与の実施に関し必要な事務を行うものとする。

(給付の完了の確認の時期の特例)

第十四条 第十一条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「十日以内の日」とあるのは、「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

(政令への委任)

第十五条 第十条から前条までに規定するもののほか、教科用特定図書等の無償給付及び給与に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保

(標準教科用特定図書等の需要数の報告)

第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。

一 小中学校について採択された検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているものうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある

児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの

二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小中学校及び中学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているものうち、小中学校に在学する視覚障害その他の障害のある

児童及び生徒が当該検定教科用図書等に代えて使用するもの

二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小中学校及び中学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されているもの

2 都道府県の教育委員会は、前項各号に掲げる標準教科用特定図書等の都道府県内の需要数を、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。

(標準教科用特定図書等の発行の通知等)

第十七条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による報告に基づき、標準教科用特定図書等の発行を予定している者にその発行をすべき標準教科用特定図書等の種類及び部数を通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、必要に応じ、前項の通知を受けた者に対し報告を求めることができる。

(事務の区分)

第十八条 第十六条第二項の規定により都道府県

が処理することとされている事務及び同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

(検討)

第二条 国は、高等学校において障害のある生徒が使用する教科用拡大図書等の普及の在り方並びに特別支援学校に就学する児童及び生徒について行つた援助の在り方について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

は、その提供のために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

第四十七条の四及び第四十九条第一項第一号中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の二第一項若しくは第四項」に改める。

(罰則についての経過措置)

第五条 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害その他の特性の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資するため、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の発行の促進を図るとともに、その使用の支援について必要な措置を講ずること等により、教科用特定図書等の普及の促進等を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年六月十六日印刷

平成二十年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A